159.5
509
Vol 1

童蒙教草序

夫凡ソ天下ノ事物一利アレバ必ス亦タ一害ナキヲ得ス蓋シ其弊ハ分限ヲ知ラザルノ罪ナリ方今我邦ニ西洋ノ說漸ク行ハルヽト雖モ其說ノ由テ起ル源ヲ尋レバ大概皆外人ノ一夕ノ茶話ヲ聞タル者歟或ハ新聞紙ニ等シキ數巻ノ譯書ヲ讀タル者ニ過キス半解半知其一ヲ知テ其二ヲ、知ザル者ハ大ニ事物ノ分限ヲ誤リ未タ一利ヲ得ズシテ先ツ其害ヲ見ルコトアラン經濟ヲ談シテ分限ヲ知ザレバ利ニ走ルノ弊アリ窮理ヲ說テ分限ヲ知ザレバ天

ヲ恐レザルノ弊アリ清潔ヲ貴ブトハ衣服居住ニ奢侈ヲ極ル者ノ口實ナリ滋養ヲ重ンズルトハ酒食ニ耽ル者ノ遁辭ナリ勇敢ハ乱暴ニ陷リ簡易ハ粗疎ニ流ル、等枚擧ニ遑アラズ就中彼ノ洋學者流ガ英亞諸國ノ史類ヲ讀ミ自主自由ノ趣旨ヲ謬認テコレヲ放肆無頼ノ口實ニ用ル等ノヿアラバ其世教ニ害ヲ爲スヿ擧テ云フ可カラズ余輩竊ニコレヲ患ルヿ久シ依テ今コヽニ英人「チヤンブル」氏所著ノ「モラルカラッスブック」ト題セル書ヲ飜譯シテ童蒙ノ讀本ニ供セリ願クハ後進ノ少年諸學入門ノ初ニ先ツ此書ヲ讀ミ慎獨脩身以テ分限ヲ謹ミ次第ニ物ニ接シ人ニ交ルノ道ヲ明カニセバ彼ノ經濟、窮理、史類百般ノ學モ其實ノ裨益ヲ爲シテ弊害ヲ生ズルヿ莫カル可シ書成ルニ及ビ英人「タイトレル」氏ノ萬國史中ヨリ一章ヲ抄譯シテ序文ニ代ルヿ左ノ如シ

我本國ノ爲ヲ思ヒ其國ヲシテ義理ニ從ヒ自由ヲ得セシメントスルハ慷慨ノ氣ト云フ可シ盛德ノ心ト称ス可シ一國ノ人民此氣ヲ存シ此心ヲ抱ケルハ禮義ノ風俗國中ニ浹洽スルノ證ナ

リ然リト雖モ爰ニ論ス可キ一事アリ凡ソ世ニ文字誤用ノ例少カラズト雖モ其字ヲ慢ニ弄テ真ノ意義ヲ失スルノ甚シキハ特ニ自由ノ二字ヲ以テ最トス風俗敗壞シタル國ニ於テ自由ヲ唱フル者ハ必ズ放肆無頼ノ輩ニテ其放肆愈甚シケレバ其自由ヲ唱フルノ聲モ亦愈喧シ此輩ノ所謂自由トハ毫モ報國ノ義ニ關係スル所アルニ非ズ唯羈絆ヲ脱シ限度ヲ越ルノ意ニ誤用スルノミニテ真ノ自由ニハ非ザルナリ世人若シ其真偽ヲ糺サント欲セバ試ニ其首魁ノ私ヲ顧ミ其黨與ノ行状ヲ探索ス可シ果シテ自由ノ假面ヲ脱シ放肆無頼ノ真面目ヲ發見スルニ足ラン故ニ云ク世上一般ノ惡風俗ト報國盡忠ノ赤心トハ同時同國ニ並立ツ可ラザルモノナリ

明治五年
壬申三月

福澤諭吉　譯

初編目録

巻の一

第一章動物を扱ふ心得の事

㋑子供と蝦蟆との事 寓言
㋺ぜいむすとろべるとの事
㋩慈悲ある子供と顕微鏡の事
㋥牢内の罪人鼠と遊ぶ事

第二章親類ニ交る心得の事

㋑鼠その親を養ふ事
㋺ほかひほもとほむほのむもその事

(は)歴山王母君に事る事
(に)ふれでりき其扈従を憐む事
(ほ)葡萄牙の兄弟死を争ふ事

第三章貴き人に交り賤しき人に交る心得の事

(い)あらごん國の君あるふんその事
(ろ)主人の言葉宜しからずして譏を受けし事
(は)召使の侮りの事
(に)ぶらんこを及びその家来の事
(ほ)忠臣其身を狼に投る事

第四章働く事

(い)百姓其子に遺言の事　寓言
(ろ)けもー人魔法を行ふ事　寓言
(は)出精する大工の事
(に)べんぢやみん・ふらんきりんの事
(ほ)風阿里茶土が諺の事　ふらんきりんの文
(へ)閑にして居られぬ事
(と)將軍をびつらの事

第五章自から其身を動かし自から其身を頼み一身の獨立を謀る事

(い)力の神と御者との事　寓言

欠

㋺麥畑の雲雀の事 寓言

㋩貴族ろべかとの事

㋥行けと来よとの事

第六章很損さる事

㋑火事の時に二人の婦人心得方の異なる事

㋺麥刈る百姓怪我せし事

㋩黒き穫物の事

巻の二

第七章物事に心を留め機み際を變に應ずる事

㋑がせんち天文を語る事

欠

欠

第十五章怒の心を揺微くし物事に堪忍し人の罪を宥す事
（い）「をこまんとまさ」の事
（ろ）氣前よき役人の奇談の事
（は）堪忍を以て集めたる家族の事
（に）徳を以て怨に報る事
（ほ）海上の企の事
（へ）「うへすと」の事
（と）「つぴ」と蠅との事
第十六章柔和なる事

欠

(い)風と日輪と旅人との事（寓言）
(ろ)「おようせふ・かめと」を罪人を取扱ふ事
(は)「すゑでん」國の君「かうるかん」の事

第十七章他人の物に就き誠を盡す事

(い)盜賊雀の事
(ろ)「みらん」の門番の事
(は)「ほをかあるむ」の事
(に)「もせすろすちやゐるど」の事

第十八章他人の面目に就き誠を盡す事

(い)「そこらいと」を害したる事
(ろ)「へをんおらいむ」の事

二編目錄

巻の四

第十九章他人の天然の道義に就き誠を盡す事

(い)佛蘭西に於て「ぢやけり」の一揆の事
(ろ)「とをまをうゝおくほん」の事

第二十章職分に就き誠を盡す事

(い)盲人と犬との事
(ろ)將軍「わしんとん」の事
(は)捌きの役人「がすこいん」の事

㋥誠ある入札人の事
第二十一章　借財に就き誠を盡す事
㋑「せきん」その君の事
㋺「でんさむ」借財を返す事
㋩貴族「おるきをうり」の事
第二十二章　鄙劣なる利益を得るに當て誠を盡す事
㋑「おようトでん」との事
第二十三章　物を賣買することに就き誠を盡す事
㋑律儀なる丁稚の事
㋺焔硝を誇く事
第二十四章　約束を守るに就き誠を盡す事
㋑「むうあ」人と西班牙人の事
㋺佛蘭西王「じよん」の事
第二十五章　益なき悪事を為さゞるやう誠を盡す事
㋑蜜蜂と黄蜂の事（寓言）
㋺象と仕立屋の事
第二十六章　信實を守る事
㋑羊飼の子供狼と呼び事
㋺「ろべると」と「ありんく」の事
㋩「はめすやべをわすれると」の事

(に)「へきんうをくる」の事

巻の五

第二十七章大量（たいりやう）なる事
(い)「すせとおや」の君（きみ）「ひでつぶ」らしき評判（ひやうばん）を受（うけ）し事
(ろ)「うゐるまむと」どろひんの事
(は)「よりぎむうわらせるへ」の事
(に)若き画工（ぐわこう）三人（さんにん）の事
(ほ)瘦犬（やせいぬ）の頼（たの）もしき事
(へ)「まうる」の奉行（ぶぎやう）の事
第二十八章武勇（ぶゆう）の事
(い)「らきゆまだるきんぐ」の事
(ろ)瓦師（かはらし）の子（こ）「たむ」の事
第二十九章我本国（わがほんごく）を重（おも）んずる事
(い)「ぎりいき」の将軍船（しやうぐんせん）を焼（やか）んとせし事
(ろ)「かまん」の義士（ぎし）の事

目録終

凡例

一此書全五冊二十九章教の科を標題に掲げて其趣意を記し一章の下には又数箇条の例を挙て本章の意を明にせり即ち其例は題の頭に㋑㋺㋩のしるしを附たるもの是なり

一彼の國にては人の姓名を記すに名を先にして姓を後にするの風あり故に書中或は其姓のみを挙げ或は名のみを記すこともあり譬へば「ぢようぢわしんとん」の「ぢようぢ」は名にて「わしんとん」は姓なり是等は唯「わしんとん」と記して「ぢようぢ」の文字は略せり

一書中の假名の文字に右の方へ「　」のしるし引きたるものは人の姓名なり左の方へ「　」のしるし引たるものは地の名なり上下の左右より「　」のしるし引たるものは彼の國の事物を原語のまゝに挙たるしるしなり

一此原書は英吉利の出版なれば尺度並に通用金の名も英の法に從へり即ち「ぽんど」は英吉利の通用金の名にて一「ぽんど」は凡我四圓五十錢に當るこれを二十に分けしものを「しるりんぐ」と云ひ我二十二錢半に當る又この「しるりんぐ」を十二に分ちて「ぺんす」と云ひ一錢八七五に當る

一英の一里ハ我十四町四十三間ばかりに當る

一英の一斤ハ我百二十匁ばかりに當り一「おんす」ハ我八匁ばかりに當る

一彼の國にハ年号なし其宗旨の改りたる年を紀元第一年として今年までを計へ我明治五年ハ彼の千八百七十二年に當る

明治五年
壬申三月

福澤諭吉　記

童蒙をしへ草巻の一

福澤諭吉　譯

第一章動物を扱ふ心得の事

世の中におゐて、むごくむごしきことも多しといへども我なす罪と我思ひのまゝに心なき人ハ見付次第にこれを苦しめこき殺戮をことゝすれども以ての外の事なり假令ひ如何なる虫にても無益にこれを痛むるハ宜しからず且又小なる動物をむごくあつかひて遊ぶことに慣るれば我同類の人を扱ふにも慈悲の心を失ひ遂にハ大悪無道の働を爲すに至るべく

し故に我苦しみを圖りたる出来心にて断る虫を殺さんとせることもありしハ則ち我身に立返り若し我身体より数倍大ひなる怪物ありて我を苦しむること今我この虫を扱ふが如くならバ其苦痛如何ばかりならんと身に引替て虫のいとしさを思ひ知るべし

牛馬犬猫など飼ものハ食物を十分に與へ然る廣き居處に置き其取扱をよくして力に余るほどの仕事を為さしむべからずこハ其飼主の役前なり馬の既に老たる牧畜ハ働きて既に疲れたる牧畜ハ飼料の少くして走り能ざる時ハ妄に鞭を加へて其進まざるを叱るハ主人の恥といふべし

人の食物に用ゆる畜類を殺すにハ差支なけれども之れを殺すに無益の苦痛を為さしむべからず畜類を引て市に送る道なりともむごくこれを扱ふこと勿れ殺すにハ成丈け手早くすべし假令ひ牛屠る人にても心を用ゐバ仁の道に近ぐを得べし

(ゐ)子供と蝦蟆との事　寓言

蝦蟆あまた住へる池の邊に大勢の子供来りて池の中へ小石を投げ二つ玉の三つ玉のとて数百の小石を一時に水に落ち蝦蟆の難渋ひとかたならず今にも命危しと共に心配したりしがその中に一疋の強き蝦蟆ありて危き場合を恐れず

ぜな水より頭を出して聲高らかに云ひけるハ悲な地事憐哉如何で悪事を学ぶの速かなる君の為にハ気の毒ながらも我等の為にハ一命に関ることなれバよくよく物事の道理を勘辨し給ふ可しと

(ろ)「ぜいむす」「とろべると」の事

「ぜいむす」「とろべると」ハ兄弟あり兄ハ七歳弟ハ五歳兄ハ性質よくして其心意ハいとやさしき手前弟ハまだ子なれども幼少なくしていまだ博く物事を知らず動もすれバ人情に遠くしてあしき挙動を為ることあり或日兄弟連にて野辺に遊ぶ道すがら籬の邊に小鳥の雛を抱たるが巣に居

る親鳥ハ人の来るに驚きて飛去る跡へ両人ハ其巣を窺ひ見るに雛子三疋ありしかバ「ろべると」ハ悦び彼の雛子を取て我家に帰らんとせしに「ぜいむす」これを止て云ふよふ過ぎし頃父上我に語り給へるに小鳥の巣を取るハ正しからぬことに小鳥の其子を愛するハ我父母の我等兄弟を愛し給へるが如し今其雛子を奪去りなバ親鳥の悲哀如何ばかりならん恰も我家に悪党の来て我等兄弟姉妹をもかハ連で去りしときハ父母の悲を給ふが如くなるべし且又雛子ハ其親鳥の養育に由てのミ生長する者なれバ子供の手に掛りてハ育ちがたし然バ今此雛子をさし置て其家

る巣に在らしめ自在に飛で餌を求むることの叶ふ迄生長せしむるこそ道理なるべしと懇に告ければ「弟へるとも」今ハ初て合点ゆきし小鳥でさへもむごく殺ふ事ならざれの理を知り遂に兄の諫に従ひけり

斯くとも知らぬ右両人の父ハ用事ありて籬の彼方に来り偶然兄弟の物語を立聞き其始末を見て喜に堪へ我子の側に走り寄其言葉を称し其挙動を誉め恩愛の情以前に百倍せり且兄弟の者へ告るにハ小鳥の悲むと喜ぶとハ先づ些細なる事に似たれども無益に其雛子を奪ひんとする我子供の悪心に至てハ決して些細なりとハ云へず実に此悪事を犯すハ慈悲の心なき徴なれバ行末も亦罪を重て益〻むごき挙動を為すことを推て知るべし然るに今此二人の子供既に小鳥の巣を奪ふの悪事なるを知りしときハ其父の喜ぶも亦道理なり

○慈悲なき子供と顕微鏡の事

一人の子供ハ蠅をとらへ殺しなどして自から悦び或ハ其羽根を抜き其脚をむしり自由に働き得ざるを見てこれを悦び或ハ数十の蠅を集め一時にひしぎ殺して愉快なりと云へり其子の師匠これを心配してあらくしき挙動を止めんとすれども聞入ぬを或ハ言葉を尽して云ひ聞かせ蠅を

いへとも苦痛ハ覺るものなり且其命と其身の自由を掌
ることハ天然に備りたるものにて蠅と虽ども人といへど
も聊も異なることなし　との理合を說き聞かせ意地の
こはき子なれバ更にこれを耳にも留めず蠅の七轉八倒す
る有様を見て聊も其苦痛を察することなし
先生の所持せる道具に顯微鏡と云ふものありて此道具ハ細
かなる物を太く見する目鏡なり或日例の子供を呼びて美しく
奇麗なる動物を見せんとて顯微鏡を窺ハしめよく〱氣を付
て見らしむ此動物ハ首より尾に至るまで眼ハ紫の如く
白きハ銀の如く其毛の色澤も亦不思議なる美しく頸に二

つの眼ありて眼の周圍にハ白銀の毛を生じ脚ハ二に分ち
て其接る處互に相重なり惣身に羽衣を着し金襴の装を飾
て王公大人の衣裳なりとも是に及ばず艶麗しと云ふなれバ彼の
少年もこれにうつゝぬかして暇をとりも尚何程見足らずこ
如何なる動物なりや其名を聞かせ給へといふに任せて先
生ハ顯微鏡の内よりこれを取出し其本体を示せバ思ひも寄
らず一疋の蠅なり

㋪牢内の罪人鼠と遊ぶ事

往古佛蘭西の都「パリス」に「バスタイル」といふ城ありて獄屋
の代に用ひ國王の氣に叶はぬ者あれバ直に捕へて此獄舎に

押込め數年の間鎖に繋れて一歩も外に出ることを許さず外より來る親類にも面會を禁じて其法甚だ嚴重なり此牢屋に繋がれたる罪人の内に難忠太なる者ハ二十三歳の時に召捕れ三十五年の間牢内にて月日を送り出牢せしと云ふ既に老人となりし者なり此忠太ハ牢内の狹き一部屋に押込められ食物を持來る牢番の外にハ絶て話を為す相手もなし况て世の中に人の附合を絶つ如くに仕合なれバそのとほしさハ忠太の難渋も亦思ひ知る可きなり

忠太の部屋ハ壁に一の隙間ありて日の光を取るのミ其他ハ四方共に厚き壁にて外の景色を見る事かなハず其壁の厚さなれバ其隙間も奥深くして部屋の内ハ甚だ暗し或日忠太この隙間より外を窺ひ見しに隙間の外側に一疋の鼠來れり元來鼠なとの近寄るハ人の嫌ふべきことなれども忠太が身に於てハ然りとも數年の久しき年月を唯獨りにて明け暮しまひしさの餘り何ものにても生たるものとなれバ其近づくを喜びて傍に有り合ふぱんの切端を取て物静に投與へ見しに鼠ハ進み寄りこれを食ひ尚其跡を望む樣子に見ゆれバ又間近なる處へ一切を投げ喰ひ終れバ又近く投げ次第々々に近寄りてなれんを與る其間ハ少しも逃去る樣子なく漸く腹に満ちしと見へ食ひ殘したるものを

も口にくはへて己が住居の穴に歸て翌日もくだんの鼠又來りけれハまたくだんを與ふること昨日の如くし今日ハ馳走せんとて牛の肉をも少しく與へたり三日目にも又鼠來り次第に馴れて忠太が掌らに載たる肉を喰て恐るゝ氣色も作らで五日目にハ其馴染いよく深く我恩人の傍に住居せんと思ひしにや壁の隙間の内側に來り穴を求て居處を定めり其翌朝早く忠太の許に來り一度食事を終りて何處ともなく行しが次の朝にハ一疋の友を引連れ來れりこれハ其牝鼠なり此牝鼠の來りし始ハ頗ぶる用心する様子にて穴より出ることなし忠太ハこれを馴さんとして肉を與へ肉を投げ彼是とすれども兎角にこれを喰もせざりしが牝鼠も彼牡鼠がしたしく人に近づくを見て漸くこれを見習ひしにや折々ハ出て來りてこれを喰ひ又走て穴に歸り次第に慣て色も薄らぎて或ハ牡鼠と食物を争ふことあり時として其争ひに勝ち牡鼠の食を奪取ることあれバ牡鼠ハ忠太の手許に來て事の次第を告上るにて其鬱憤を晴さんと求る様子を爲すに由て代りの肉を與ふれハさも悦びしくこれを取て主人の側に近寄りて傍の物を食ふが如く前の足にて肉を抱へゆるくとしてこれを喰ふ其有様ハ恰も此鼠の言語こそ通ぜざれども物のいはぬのミ己が食へる食物

を掴手の牝に見せ誇り取らんとならバ取て見よと主人に手許近ければ防禦の備手厚しといへども尓ずの風情なり右の如く牡鼠ハ忠太の側近く物を喰て少しも憚る様子なかりしが牝鼠の方ハ其馴染いまだ深からざりしか兎角に人を恐るる様子なりされども自から饑て同類の満腹するを見るに堪へかねしにや或日忠太が牡鼠に例の食物を与ふる處に思ひがけなく彼の牝鼠が突然として飛蒐り其食物に噛付て取らんとせしに牡鼠も容易に是を渡さじと進んでもとより牝鼠ハ力に任せてこれを引き上を下へと組つ轉ひよろつきながら穴へ逃うせさりし勝負も見へずなりしが牝の剛勇一方ならぬを遂に牡を噛て穴の内に引込みしが忠太ハ此合戦を見物して獨り興を催し一時其身の縲絏に在るを忘れたりとぞみゆ

斯くて日を経るに従ひ牝も次第に馴染て忠太が掌らに与ふる物をも食ふほどになり夫婦の鼠睦しく折柄又一疋の鼠来り此鼠ハ新参の時よりよく馴て二度目に来りしかバ其振舞古参の二疋に異ならで既に忠太の寵を己が住家に定めて翌日ハ別に二疋の鼠を連れ来て其後一七日の間に尚五疋を増し今ハ鼠の数十疋となり主人と共に一の家内繁昌賑々しく忠太ハ此鼠に各々名を付けて玉よ三

其名を呼へハ鍬々にこたへ紙閣に出て種々様々の藝を為し食事終れハ舞ひ躍りなどして主人の側に付纏ひ恰も仲よき家内にて孫子の戯るゝが如くなり忠太の悦び譬ん方なく最早獄屋の艱苦も忘れ憂悲も浮世に日を送らんようやさしき鼠に交りて情ある心を本意となして二年斗りの其間ハ快く暮せしが其後又牢内にて部屋を替へられて忠太ハせんかたなく此鼠を残し置き涙を流して別を告げたりし是に由て考ふるに人間萬事友なきほど苦しきハなし獨りさびしく暮をしれハ友を撰ふに遑あらさる故に平日ハきたなき獣とて賤しめ嫌ふ者にても時としてハ人の用を為す事あり如何で罪なき動物を無理非道に扱ふ可けんや

第二章親類に交る心得の事

親類好身の者に交るにハ深切を尽さゞる可らず父母兄弟ハ親類の中にて格別なるものなり我身の稚き時ハ父母ハ我に食を與へ父母我に着物を着せ千辛萬苦心を用ひて我を教育せり若し父母の恩愛なかりせバ我身ハ早く命をも保つこと能はざりし筈なり故に人の子たる者ハ父母の大恩を忘る事なかるべく父母を親まざる事なかるべく父母の為に力を盡さゞるべからず父母道を以て我に命ずることあらバ

ハ唯其命に従ふのミあらすこれを聞て悦をなす為なれハ兄弟ハ同し籠の食を喰ひ同し遊に戯れて父を共にし母を共にし共に一家に生長したる者なれハ互に相親しむへし若し然らすして兄弟の仲あしく喧嘩なとすることあれハ世の中の善人ハ其挙動を見てこれを嫌ひこれを悪ミ天理に背く悪人とて親しむ者ハなかるへし且又兄弟睦しくせれハ成人の後相互に其幸ひを受くへきかゆへに稚き時より心を用ひて何事に由らす互に情を深くすへし

(い)鼠其親を負ふ事

人の賤しめ嫌ふ獣を見ても親孝行の教となることあり家倉船なとに鼠の数次第に増して大なる害を為すことあり斯る場合にハ鼠をとし故用る秋戚ハ毒を以てこれを殺し其害を除かさる為なりしも或時亜米利加の「にうよるく」前駒才の「まきかん」へ酒つミに行く船ありし船中俄に鼠の数ふえて船の食料を喰ひ道具に疵付け害を為すこと甚たしけれハ船の者ハ大に怒りしか機会を得てこれを狩尽さんと決定し船も無難に「まきかん」の港に着ぬれハ船将の差図にて船の底に硫黄を燃し其煙に堪へかしてすかの穴より逃出る鼠をハ焼らも打殺せしか後に残りて一疋の鼠其背に大なる鼠を負ふて甲板の上に逃出せる船の人々これ

を異しと見るに背に在る鼠ハ白き毛を被り眼も見へざる老鼠なれバ扨こそ此老鼠ハ彼若き鼠の親なるべしとて忽ち慈悲の心を生じ假令ひかきならぬ獣にても其親に孝行を盡す有様を見てハこれを殺すに忍びず二疋共に命を助けて其場を逃がしたりと云ふ

㋺「あなびあす」と「あむひのむす」の事

火山とハ其頂きに洞穴ありてこれより煙を出し焔を噴き時としてハ大石小石或ハ石土などの鎔たる熱湯を噴出して恐ろしき害を為すものなり伊多利の「ゑとな」[illegible]といふ山あり歐羅巴第一の火山なり今を去ること数千年或る時此火山の破裂せしことあり一天俄にかきくもりて山の頂きより火焔を噴出し土石を飛ばし火の粉ハ八方に散りて天を覆ひ恰も火の雨の降るが如く人家をあらし人を殺すこと其数を知らず近村の人々ハ此天災を避けんが為各其家の重宝を携へて思ひ〳〵に立退きしが中に「あなびあす」と「あむひのむす」といふ二人の若者あり其貧しき所の品物を見るに餘の人とハ大に異なり二人の背にあるものハ金銀財宝にあらずして年老たる親なり世の人々其挙動を譽むる者なく其心意に感心せざる者なかりしとぞ扨此両人の立退きし路にハ幸ひにして火の粉の降ることも

なく火山の騒動鎮まりし後に近邊の地ハ盡く荒れ果てゝ草木の苗も盡きたりに唯此二人の通行せし處のみ天災を免かれて田畑も旧の如くなりし由ハ其時代の人ハ固より無學にして妄に物を信ずるとハ云ども其心律義なる彼の田畑の無難なりしハ兩人の孝徳天に感通せし靈驗なりとて一心に之を信仰し此土地を孝德の畑と名けて萬代の末に至るまでも其譽を遺せり

付歴山王母君に事る事

父母の心宜しからずして無理をいふとも子たる者ハこれに堪へ忍びて尚も孝行を盡さゞる可らざるなり

往昔まぜどにや國の大王ありきさんどる（歴山王の事なり）の母君おりんぴあをハ性質姦しくして温順ならず大王をして心配せしむることハ度々のことなりしかども王ハ常に逆らハずして之に事ること厚し亞細亞洲を征伐せし時も献納より分捕の品物を母君の許へ贈て其時の手紙に留主中國の政事ハ大臣あんちぺいとるへ任せ母君にて彼是と世話し給ふことなきよう懇に申贈し母君よりの返書ハ嚴しき文言にて迚も大王の意に順ふ様子あらざれども王ハよく堪忍して怒の色を顯さず再び母君へ贈る返書の中にも絶て荒々しき文句を用ることなし其後母君の慢心いよ〳〵増

長じて國家の大害を為さんとせし時あんちぺいとる歴山王へ書面を上つりて母君のことに付痛く訴へければ大王ハ其書を開き見て更に驚く氣色もなくあんちぺいとるハ未だ朕が心を知らざるなり斯る書面を數百通躍きとも母の淚の一滴を濺げバ其字を消して反古と為すに足ざりとのみ云へり

⑰ふれでりつき其扈從を憐む事

普魯士の大王ふれでりつき或る日其居間に居り鈴を鳴らして家來を召したれども返事する者なきに由て親から襖を開き見れバ兼て扈從の役を勤る一人の家來椅子に寄て睡ゐりこれを起さんとて側に行きしに扈從の袂より手紙とおぼしき書付の端見ゆれバ不圖好事の余に其中を見たくらんものをと思ひ物静かにこれを取て開き見れバ在郷の老母より扈從へ贈りたる書にて其文言の大意ハ多からぬ給金を分ちて贈り呉し一段忝けなし老の身の我等を助るやさしき心底ハ禮いふにも尚餘りあり汝の為に天の幸ひを祈ると認せり王ハ其侭居間へ返り金子を一包にして其手紙へ巻き扈從の袂に入れて復居間へ入り強く鈴を鳴らしければ扈從ハ驚き睡を覺まして御前に来りしに君の仰に汝ハよく睡りしとの言葉に扈從ハ恐を入り頻りに詫を述

べて手持不沙汰の余り手を袂に入れバこハ如何に大金の包ありとまづ取出して面の色も死せるが如く涙と共に一言の言葉もなしふれでりッきハ態とそしらぬ体にて何事かありや痛処にてもありやと尋ね給ひしに息従ハ君の足下に打伏し何人の所為にや我身に悪名を被らせて罪に陥いれんとの悪計此袂の金ハゆめゆめ身に覚なき品なりと云ひけれハ大王笑を含ミ汝恐るゝこと勿れ天ハ睡眠の間に幸を授ることあり此金ハ汝の母へ贈り朕の名を以て汝が母の辛ひを除き此行末に至るまでも汝母子の二人ハ朕が心に留て扶助すべきなりと云へて

(ほ)葡萄牙の兄弟死を争ふ事

今を去ること三百五六十年の頃にハ葡萄牙の勢ひ盛んにして世界中の処々に属地の領分を支配し中にも東印度のごあといふ処ハ商売繁昌の場所なり或る時葡萄牙の都りすぼんより数艘の商船出帆してごあの方へ赴きけるに途中に乗合千二百人計もの大船一艘ありて出帆の始ハ順風にてでしが亞非利加洲の南なる喜望峰を廻りて北東に舵を取り直に印度の地方を指して走る海上にて水底の岩に乗上げ忽ち水船と為りて今にも沈まんとする有様なれバ船将ハ手早く端舟を卸し有合の食料を積込で乗合の人十九人

と共に此小舟に飛乗り際限もなき印度の大海に乗出したれども此小舟にハ磁石の用意ハなきゆゑハ舟の方角も定む可らず食料もたえ〴〵にて僅に露の命を存ふるのみ飲水の用意ハ固より一滴もなく唯雨の便に生死の運を任せて何処ともなく漂ひつゝ彼の本船の方を距れバ漸てし十余人其行方も白波に流されし船の痕も見えずいと物すごき心地なり○二十人の者ハ命を限りに船を漕ぎ其艱苦譬ん方なし四日の間ハあちこちと漂ひしなれども更に地方も見へず船将ハ平生よりの身の作て弱く此艱難に堪へして其日遂に落命せしが跡に残れる十九人今ハ重立たる者もなく皆口々に自分の所存を述べて更に議論の止むこともなければ一同相談の上にて其内の一人を撰て船将となし万事此人の命に従ふべしと約束を定めたり斯くて追々日数も重なり食料ハ次第に減ずるに付船将より説を發してつゐにハ限ある食料を日に喰盡して共に空しく餓死せんよりハせめて今より覚悟を極め此人数の半分にても命を全ふする道を求めて惣人数一様に鬮を取り其順番に従ふて一より三、五より七と三人づゝ省き四番目に当りし人々を海に沈めて食料の倹約を為さバ如何と相談しければ何れも此義に同意し惣人数十九人の内に僧一人大工

一人助かる僧ハ此人々の最後を見送る役前なれバこれを救
ふ事ならず大工ハ舟の破損を繕ふ職なれバ此亦救ふべか
らざるゆゑ先ヅ此両人を除き又船将も獨動の役なれバ右両
人の者と同様に鬮の仲間を除く筈しと云ひしかバ船将ハ
容易に聞入れざるを稍暫く押合ひたれども遂に大勢の説に從
て鬮を外るゝを全く鬮を取る可き者十六人其内に死を遁るゝ者
四人の割合となれり

扨約束のごとく十六人の者ハ死生の鬮を取りてこれに當り
し四人の内三人ハ既に最後の覺悟を為して死に就きしが
四人目の者にハ弟一人ありて同船したれバ兄の海に棄ら
れんとするを見てこれに抱付き兄上にハ妻子もあり外に
又三人の姉妹までも世話し給ふ身なり我等ハ獨身のことなれ
バ假令ひ今死するとも死後に難儀する者もあらざれバ何
卒我の身代に立て給へと涙にむせびいひけるに兄ハ其情
に感じて共に涙を流し身代に立たんとの深切ハ辱けなし
と雖ども人を殺して身を救ふハ大悪不道にして親しき弟
を如何で我身に代ふ事を得べきやといへど此方ハ聞もいれず兄
弟互に死を争ひて止まざるを見て船中の人々も
其間に立入て争を解かんとすれども力に及ばれず唯傍より
観るのみ稍暫くして兄の云ふまゝに逆も叶ハぬ我命と

我死後妻子の養育ハ汝に頼み且我家産を以て妹の世話をも汝に任すべしと懇に理解すれども更に承知せざる様子なりければ今ハ兄もせんかたなく不本意ながらも弟の心に任せて遂にともに海に投じけり

此若者ハ兼て水練の名人なれバ忽ち舟に游付き其舵に取付きし小舟の上より鐵を以て其手を切放し又水に落ちたれども暫く呼吸を次き其片手にて舟に取付く處を又鐵にて切放さるれども最早望も絶果ぬれども尚も水に沈まず游ぎき手を見とめてよく体を支へて面をあげハ水の上に見ゆれども手の切口よりハ紅の血を吹出し今にも絶入らんとするなり其有様の実に目もあてられぬ次第なり船の人々ハこの風情を見て又其人物のさまをしり其心底を考ふれバ誰か心を痛めざらん船中一度に聲を揚げ彼人を助けよと唯一人のこと残さこき氣助けよくと言葉と共に舟を近づけこれを引揚て介抱す其夜も終夜漕ぎ通し翌暁に至て始て地方を見付せり是ハ亜非利加洲のもざんびくなり船中一同の悦び恐ひ見るべし先づ此地に上陸し本國より後に出帆せし類船を待合せともに果を難なくことふみ着せしといふ

右ハ「すをとうてん」といふ人の紀事なり此人ハ當時「もざんびく」に居て現に此漂流人に面會して其物語を聞し人なり

第三章貴き人に交り賤しき人に交る心得の事

世の中の仕事に難きと易きとの差別ありて易き仕事を為すにハ格別の才智なくして叶ふ事なれども難き仕事を為さんにハ才智もなかるべからず又其道の脩行をもせざるべからず其難き仕事を為す者を名づけて身分重き人と云ひ易き仕事を為す人を名づけて身分軽き人と云ふ是即ち貴賤の別ある故に學者醫者などハ大抵才智ありて幼少の時より其道の教を受けたる者なれハ町人よりも身分重し町人ハ又其商賣を為すにも學者醫者ほどの才智なくして叶ふことなれども日傭人足に較ぶれハ其身分重し日傭人足などの仕事ハむづかしきこともなく唯手足の力を用ゆるのミ町人又ハ職人の内にも元手を多く貯へて大勢の人を使ふ者ハ世の為に大なる仕事を為すゆゑ其身分重しといふべし又田地を多く所持し其地代にて活計を立る者ありて是を地主と唱へ又張大町人の類にして其身分重しといふべし又宗旨の事に関り教化を宣るが為に身分の重き者あり國の政事を評議し公事訴訟を捌くが為に身分の重き者あり即ち寺の坊主政府の役人などの類ハ身分重き者なり右の次第に由り世の中に格式位あるものゝ出来て此人ハ彼人よりも貴しといふことある故に世の人々自から目上

の人もあり目下の人もあり或は自分と同じ格式の人もあり故に賤しき人は貴き人に對して之を敬ふこと固より當然の理なり然れども其相手の貴人たる者其身代の富める為に貴きにあらずして其才徳人に勝れ或は重き公用を勤るが為に貴しとならば取分てこれに尊恭を盡すべし然ども此尊恭を盡すとは身を賣りたる者が主人に仕ふるが如くするの趣意にあらず又目上の人に諂ひ諛るの趣意にもあらず何程賤しき者にても先づ自分の身を重んじてこれを大切にせざるべからず蓋し我身を重んずるとは犬猫の人に媚び馴るゝが如く同類の人に向て賤しき擧動を為すを可きや固く自から禁ぜざるべからず

身分重き人は目下の者に對して妄に其尊恭を促すことなく却てこれを丁寧に取扱ふ可し貴き人にても賤しき人にても重きと軽きとの差別あれども天地の間に生まれし人として考ふれば同じ世界の兄弟にして銘々身分の[illegible]者はなし故に貴き人の方より上を敬ふ人と貴まば賤しき人の方よりも亦下を敬ふ人と貴ぶの理なり自分の位貴しとて目下の者を妄に下げしめ賤しんずるは唯己が其高位に居るべき程の價なき徴なれば自から身の恥を示すに異ならず又貴き位に居て常に下人を罵り付け其心中を許すことを

得せしめざるときハ少も不平を抱て上を見ること仇敵の如くするものあり

家来とハ給金を取て定りたる期月の間主人の為に働く者なり故に家来の職分としてハ此働を為し且其主人を敬ふべし主人の職分としてハ其家来を深切に取扱ハざるべからず都て家来を召使ふにハ容体らしく構へ権柄を以て追使ふより情をかけて丁寧に扱ふべし然るときハ家来も悦び主人を親しミて其骨を折り唯給金の為に働くのミにあらずして親しき情合を以て勤るよふになるなり情深き主人の為にハ家来の一命を擲つことも惜まぬ其例少からず

文明開化の國にてハ家来を抱るに大抵一年を限とし此年期を終るまでハ下人に於て其身分の自由なるハ主人に與ふなり然れども國柄に由てハ「どれい」と唱ふる奉公人を使ふことあり「どれい」とハ其身を主人へ賣り主人の勝手に使ハるゝ奉公人といふ義なり此奉公人ハ多く亞非利加洲より連れ来る黒奴にて主人の扱甚だ宜しからず恰も牛馬の如くこれを賣買し子を生めバ其子も亦「どれい」となり主人の思ふ侭に召使ひ當人より身受の金を拂ふまでハ其身の自由を許さず抑も人として「どれい」を使ふ者を理

なりとも若し此天理に戻てこれを召抛ることあらば成さべき丈け深切を盡しせめて其身の不幸を軽くすべしされいうにても恩ある主人の為には忠義を盡すものなり

（い）さくすでは國の君ゑるねすとの事

さくすんねいぶる兩國の君ゑるねすとは其國の民百姓を愛し寛仁大度の評判ありし人なりかつてすゑんの國に於て合戦の時敵に妨げられて河を渡ること能はず幾日河の畔に陣を取て兵糧の盡きたることありしに日暮に及び一人の歩兵蒸餅一切に[illegible]を附け大根を一切添て持来り其日の有様にては此品物ハ余程結構なる馳走なりともゑるねすとハこれを辞退して云く數萬の軍勢今朝より食事せし者なくして其身ひとりきことハ余に與ふることなし然るに今我獨り此馳走を受るに忍びずと

又或る時ゑるねすとを獨り馬に乗りてふんせんといふ處を通行せしとき小荷駄馬を牽以て傍を行く者ありしが其馬誤て深き泥へ足を踏込みたるに馬奴ハ力を盡して引せきんとすれども叶ハず反て往来の人に助を求むれどもこれを顧る者もなきに由りたまたま其側に騎馬の人在るを見て國主とも知らずこれに加勢を求めしかばゑるねすとハ直に馬

まうだて彼の馬奴を助て其馬を泥より引出せり事既に終りて後馬奴ハ始て其人の國王たるを知り大に驚き王の前に平伏して頻りに詫しけれバ王の云へるにハ汝ハ唯人に加勢を求たるのミ罪を犯したるに非ざれバ詫を乞にも及ばず此風聞世間に流布して以前より國王に敵對せし者も自から歸服したりといふ

ろ主人の言葉宜しからずして讒を受けし事

「ゐんそん」といへる人東國に旅行して家に歸りし時其旅行に召連たる家来暇を願ひけれバ主人ハこれを訝り何故斯く俄に暇を求るやと尋けるに家来の云く長き旅中に樣々の用事もあまた又危き艱難も少なからざる此用事艱難ハ一様に主従二人の身に關ることなれども此事に付主人ハ唯權柄を以て云付るのみにてやさしき言葉とてハ一言も聞しことなし此度暇を求るの趣意ハ唯此一事のためにて外に子細もなしといふ

は召使の女「まり」の事

阿爾蘭の貴人に二人の娘ありて姉を「ゑみり」といひ妹を「にんぜんび」といふ姉妹共に「うをふる」の國に来り草舎を結て住居し本國より連来りし召使の女「まり」といへる者ハ主従三人にて睦しく日を送りてあり此「まり」ハ幼稚ときより兩人

事へ性質律義にして主人に深切を盡し生涯奉公して躬を終へし者あり兩人も亦すりを親しミ其交ハ有様主従とハ見へずして恰も仲よき友達の如し三人の婦人追々老年に及ぶと処主人二人の工夫にて三角三面の石碑を作りらんごろきんといふ寺の境内にこれを建て三人共死後ハ此石碑の下に埋まり其面に碑の銘を記さんと積なり斯く歳月を送る間に召使のすり先づ病死しけれバ約束の如く此石碑の下に葬り主人二人にて碑の銘を作り石碑の一面にこれを彫付おけり其後數年の間に主人も兩人とも病に罹て死し何れも彼の石碑の下に葬りて三人其墓を同ふし石碑の三面に三人の銘あり此有様を見るに三人の身分ハ國よて同じからず其一ハ家来にして其二ハ主人なりされども家来より深切を盡せバ主人も亦これを重んじ誠を以て互に縁を結び死後に至てハ少しも貴賤軽重の痕を見ざるなり

英吉利の國王第三世ぢようぢといふ君の御代に一人の宮女ありて御殿に宮仕して心意やさしく君に忠義を尽せしかバ其死せし後に至り國王の命を以て石碑を建てしめたまひに碑の銘を記して親愛追慕の情を表したりといふことなり

㊈「ぶらんこを」及び其家来の事

往古羅馬に於て「おくたゐあ」「れぴどす」「あんとにす」の三人政府の權柄を握りしとき其以前大統領たりし「ぶらんこを」ハ禍を避んと出奔したてしに由り政府ハ其家来を捕て拷問にかけ主人の所在を尋れども白状せねバ政府ハ益怒て又新に拷問の用意あるを聞き傳へ「ぶらんこを」も斯る忠臣を殺して自から死を免かるゝをこゝろよしとせず乃ち自から名乗りて刑罰に就んことを訴出ぬされバ政府の人も其君臣の義氣に感じて遂に「ぶらんこ」と其の罪を免したり當時天下の人これを評して云く唯此君にして此臣あり唯此臣にして此君ありと

㊉忠臣其身を狼に投る事

歐羅巴洲の東北にある「かるぱしやん」の山には狼多く冬に寒氣甚だしき時ハ其勢猛くして人を害することあり頃ハ千七百七十六年の冬「ぽどつき」といへる貴族其奥方と共に「りうゐにあ」の都より「かりこう」へ行くとき「ぎとふる」の近邊にて一群の狼に出逢へり此君ハ道中二人の家来を召連れしが此日其一人ハ宿次の馬を用意せんため先きに「ぎとふる」に遣ハし今一人の家来のミ馬に乗て主人夫婦の馬車に従へり然るに彼の狼ハ次第に人に近寄るに付き主人

に請ひ己が乗る所の馬を解て狼に與へこれを喰ふ間に此塲所を駈抜けるハ如何と云ひけれバ主人もこれを許せしに由り乃ち主人の馬車の後の方に飛降て自分の馬を放ちしかバ數十の狼ハ忽ちこれに飛掛り生たる馬を微塵に喰裂く其間合に馬車の三人ハ馬に鞭ち最早程近くさしかゝるに馳付んものをと氣を急げども馬ハ疲れて走ること能ハず狼ハ既に一疋の馬を喰ひ其生血の味を舍しめて益猛くだち今にも馬車に追付んとせる勢にて進退こゝに窮るの塲合に至り彼の家来の云へるに今此難を遁るゝにハ唯一の路あるのみ我自から身を投て狼に當らん我死後にハ君よ[illegible]老父と妻子とを養ひ給ふや我身狼に喰るゝ間に逃げ給ふべしと説得語りし口上に主人も斯くと返答の言葉ハ口に出兼しが迚も今三人共に助かるべき路ハあらざれバ外にせん方なしとて心ならずも家来の意に任せて死後にハ必ず其家族の者を扶助もすべしとの趣を誓ひけるに其言葉と共に馬車より下りて狼の餌となり主人夫婦ハ危き塲合を遁のびて難なくざとふるに著し歸國の後ハ約束に從て此忠臣の家族を手厚く取扱ひしといふ

第四章働く事

造物主地球を造て人の快く生き存ふるために入用なる

品物ハ盡く此地球に生ずべき筈の仕掛になしあれども人の力を用ひて天を助けざれバ此品物も甚だ少し或ハ之を助くるに人の力を加へざれバ其物の用を為さず五穀を得んとするにハ種を蒔てこれを苅らざれバ可らず金の器を作るにハ其地金を山より堀出してこれを製せざれバ可らず衣物を作るにハ毛麻綿を紡ぎてこれを織らざる可らず此等の仕事を勉るに由て人々の身代をもよくし隨て一國の富をも致すなり故に身体弱くして仕事に堪へざる者或ハ年若のうちに働て既に富を致せる者か此二を除くの外なれバ人として食物を食ひ衣服を着る等己が願ふ所の物を得んとするにて自分も亦世間のために働き一人前の仕事をバ引請ざる可らず

一國の人民仕事を為さずして生れしまゝに日を送る野に生ふ草木の實を拾ひ山に住む鳥獣の肉を食ひなどする者を蠻野の民といふ亞米利加の土人亞非利加の南の方及び亞細亞洲の土民等是なり此土民等の有様ハ實に情なきものにて平生とてもこゝろよく衣食を得ず饑饉の時の用意もなければ折々ハ饑て死する者あり斯る蠻野の國にてハ人の數極て少く英吉利の一里四方の土地に人別一人より多からず

國の人民仕事を勉せハ其暮向の有様もよき方に赴き牛羊を飼ひ田地を耕し家を建てゝこれに住ひ船を造て他國の産物を取寄せ朝夕の便利を達し生涯の安樂を受るまでも蠻野の民ハ此味を知らざるなりこれを一口に云へバ人の禍と福ハ其仕事を勉ると勉めざるとの割合に在るなり日耳曼瑞西佛蘭西荷蘭英吉利の人ハ世界中に最も仕事を勉る民なり故に其暮向の有様も亦世界第一なり此諸國においてハ一里四方の土地に百人乃至三百人の人別なり右の次第に由て考れバ國の人民仕事を勉れバ人別も増して繁多くこれを勉ざれバ人別ハ減少て苦ハ多きこと明なり

右に云へる議論ハ唯國々大勢の人にかゝはるのみならず又一人の身の上にても同様の訳なり人と為て此世に生れ何等の仕事をも勉めず兎角同類の人間世界の為に益を為さゞることを知らざる者ハ自から禍を招て困窮に陷る者といふべし都て職業ある人ハ其事に出精して恥を知て義理を重んずると否ざるとに由て丁度其割合に應じて身の行末の浮沈もあるものなり恥を知り義理を重んずるとハ人の人たると知り同類の人間世界の為に益を為抑も天ハ人に福を授る者にあらず唯人々をして自から働て此福を取らしむるの仕組を設け且人の此働を為さゞるに當りこれがために禍を得ると得ざるとに拘らず

唯其働のミにても自から當人の益を為し當人をして愉からしむる趣向を設けり譬へハ人として身と心とを使はざれバ必ず身体を達者にすること能はず是働の人に益を為す證據なり又身と心とを使はざれバ人に楽なし働の人に愉き證據なり然れども亦一方より論ずれバ如何ほど強く働きあまりに嚴しく勉強をするハ却て宜しからず人の働其度を過さバ体の力を用ひ尽して病を起し身を懈らせし末よりも却て甚しき禍を蒙ることゆゑ一般の説に七日に一日の休息を取て毎日十時の間働けバ丁度人の身体に相應すべしとあり

(い)百姓其子に遺言の事（寓言）

或る百姓病に罹て全快の程も覺束なきに至てつら〳〵死後の事を案じて農業ハ我生涯勉めし仕事なれバ子供等へも此業を繼がして出精させたきものと思ひぬれバ乃ち工夫を運らして兄弟の子供を呼び遺言して云く汝等へ遺物として與ふる物ハ我田地と葡萄の畑となりこれを汝兄弟にて寄合に保つべしされども此田畑を決して他人の手に渡すなかれ其子細ハ田畑の外に余ハ別の寶物を所持する哉も計て難し若しこれあらバ地面の下一尺より深からざる處へ埋め置きし筈なりと

子供等ハ此遺言を聞き病人の實物と云ひしハ兼て貯の金子を畑ニ埋めしに相違なしと思ひ親父の死後に至り兄弟力を合せて其田地も葡萄の畑も隅々に至るまで鋤きかへしたりしが一錢の金をも堀出さずして一時ハ大に氣を落したれども斯く地面を鋤きかへしたるに由り其年の作物ハ格別によく實り秋の收納に至てこれを見れバ真に宝物を堀出せしに異ならざりしと

(ろ) けれしん魔法を使ふ事

往古の窮理家ぷりにの書に云く伊太里國の或る村にけれしんと云ふ百姓あり此百姓の耕へる所の田畑にハ作物常によく実り遠方より見ても鄰の畑より群を分けて立派なりしかバ同村の百姓共これを怪みて口々に云ひけるにハ我々共の田地ハ斯く不作なるにけれしんの作物に限りてよく實るべき理なし何ぞにも彼が魔法を使ふ所爲なるべしとのまゝ捨置くべからずとてこれを捕へて裁判所へ引出したり

裁判所の役人けれしんに向て罪を責め其申開を爲すべしと云ひければけれしんハ畏りて筋骨逞しき娘の子一人と農業に用る鋤鍬一揃と牛一疋とを役人の前に差出していふよハ此娘ハ畑の草を取り余ハ作物に肥しを施し親子力

心を合せて家業を勉め御覧の通り此農具の工合もよく調ひ牛もよく肥へたることと近村にハ其類なし然バ農業に用る覺法ハ唯これのミ同村の人々も皆同様に此覺法を使ひなバ作物のよく実ることも我田地の如くなるべしといへバ裁判所の役人も此答に感服し実に明なる申開哉とてこれを賞め農業出精の褒美を與へて返したりとぞ

(は) 出精をする大工の事

〔くゐんすかうんち〕（英國地名）の〔ふくきうく〕なる者ありて大工の職を家業とせり或る時其處の裁判所に雇はれて役人の腰掛る臺を作るよし別段に骨を折て其板を丁寧に削てけれバ朋輩の者共これを見て無益の手間を費すとて大に嘲りたり〔くきるく〕ハ笑て云く此板をよく削るハ人の為よりむしろ我自から為にするなり我ハ生涯の中此業に腰掛くべき身分となりきれバ死せしと後果して其言の如し〔くきるく〕の性質よく物事を勉て恥を知り人物重々しくして深切なるに由り其為す所の事一として仕損ずることもなく次第に獨立の活計を為すに至て身代の富むに従て其人物も亦自から立上り遂に其土地の裁判司に任ぜられて嘗て自から削てたる臺に腰掛たりといふ

(に) 〔べんしやみんふらんくりん〕の事

「べんぢやみん・ふらんきりん」ハ北亞米利加州「ぼすとん」の蠟燭屋の子なり其父貧窮にして其子を活字版摺の職人となせり「ふらんきりん」ハ讀書を好ミ得る所の金ハ盡く費して書物を買ふ程のことなれども唯書物に耽るのミならず其活版の職にも亦よく出精し平生の活計に儉約を守り徒に月日を費せしことなし年十七歳の時「ひや」に行きけれハ「けいみる」と云ふ人と共に活字版の業を開けり固より非凡の才子にて其勉強も一通であらざれバ年ハ若しと雖どもよく文を綴て人を驚す程の名文を作ることあり或る時「ひらでるひや」の奉行「ふらんきりん」の書きし手紙を見て其文章に感服し態々同人の旅宿に行て自らこれを迎へ私宅へ案内せしことありしといふ○其後「ふらんきりん」ハ英吉利の都「ろんどん」に渡り處々の活版局に行て其職を勉めて同局の職人ハ時々金を費して酒を飲ミ其心を乱すことあれども「ふらんきりん」ハ一滴の酒をも口に付けざれバ氣分いつも爽にして身体も強く貯の金ハ人よりも多し年二十歳の時「ろんどん」より「ひらでるひや」へ歸て復彼の「まれえる」と共に活版の仕事を始め益業を勉て晒らを毎日樣々の仕事に氣を配て其傍に一枚の活版を植へざることなし世上の人も「ふらんきりん」が正しくして業を勉め何

事を頼むも間違なく思のまゝに埒明くを悦で頻に注文をなす者多く家業益繁昌せりこれより「ふらんきりん」ハ新聞紙の出版を始め其文章妙を尽して人を悦ばしめ天下一般に流行して利潤を得ること少なからざりきされども「ふらんきりん」ハ銭のために行状を残さずして粗服を着て倹約を守て外見を憚ることなし時としてハ新聞紙に用る紙の俵を車に積て自から之を押て市中を往来する様を見たる者あり新聞紙の出版も既に繁昌し次で又文房具の商売を始め志ある人と会社を結て多く書物を集め「ぷうあ・りちやアど・あるまなつく」して表題せる書を毎年一冊づゝ出版せり此書ハ貧なる人の心得となるべき事を記せる名文にて大に世間に益を為せり○「ふらんきりん」ハ斯く仕事を勉め数年の間片時も暇なしと雖ども亦一身の徳義を脩ることを怠らず年三十歳の時に至て都下の人望を得て会議所の書記官に命ぜられ翌年ハ又立身して飛脚役所の職となり才徳共に不足なしと雖ども尚世の人のために益を為すを以て己が職分と思ひ窮理学の社中を結て少年を教る大学校を開き火災請合の法を工夫する等凡そ「ひらでるひや」に於て市中一般の仕事にハ「ふらんきりん」の関らざることなか[illegible]りしハ（火災請合の事ハ西洋旅案内の下巻に詳なり）

其後「ふらんきりん」ハ學術を勉強し千七百五十二年紙鳶を揚て夕立の雲より「ゑれきせる」の火花を引き電光と「ゑれきせる」と同しものなりとの事を發明しけるより「ふらんきりん」の高名世界中に鳴渡り「ひらてるひや」の活版屋して歐羅巴洲にても其名を知らざる者なし（杜友小幡氏所著の天變地異に詳なり）年既に老成に及び北亞米利加の諸州其本國の英吉利と不和を起し數年の合戰にて遂に亞米利加の獨立を成せしことなり此騒動の時にも「ふらんきりん」ハ亞米利加の謀主となりて其功少なからず亞米利加新政府の使者と為りて佛蘭西に行き國王に拜謁して援兵を求めしに其談判の成しからさるハ國より云ふ迄もなく都て其行状手輕にして沈着し博く物事を知りて明辨流るゝが如く學者の才も有り國を治むるの德義も備はり其高名を聞き其容貌を見てこれに心醉せざる者なし當時佛蘭西の人これを評して云く真人新世界より來りて其靈を顯しぬと（新世界とハ亞米利加をいふ）

古書に云ふ事を勉る者ハ王の前に立べしと「ふらんきりん」などの事をいひしものならん往古東方の諸國に於てハ王の前に立つを以て上もなき人の面目となせり今「ふらんきりん」の由來を尋ぬるに身ハ蠟燭屋の家に生れしと雖とも其

事を勤るある人を以て一生の間に家を富まし樂を與らし千萬人の上に擢んでたるハ所謂王の前に立つの面目を得たる者と云ふべし

古今の英雄世の爲に功を立てし者あれバ世の人これを見て其功を立てし所以の方便を知らんと欲するハ人情の常なり今ふらんきりんの功を立てし方便を聞かんと欲する者あらバ同人の書遺せし文章を左に記してこれに答ふべし即ちふらんきりんの遺文に云く富を得る道の易く平なるハ市に行く道の如し唯二言を以てこれを盡せり勤と儉約となり時を費す勿れ金を費す勿れ此二の者を巧に用へしはたらきとけんやくとを棄れバ成るべき事なしはたらきとけんやくとを守れバ成らざる事なし少年の男子既にはたらきて且けんやくなれバ此外に富を助成るものハ綿密と正直の二箇条なり勉強ハ恰も幸福を生む母の如し天ハ萬物を人に與へずしてはたらきに與ふるものなり今日といふ其今日の内にはたらくべし明日の故障ハ測るべからず汝もし人の家來となりてその主人よりなまけ者と見叱らるならバこれに赤面せざるやされバ今汝ハ人の家來にあらずして自身の主人なり自からその懈るを咎て自からこれに赤面せざるべからず

⑳風阿里茶土が諺の事「ふらんきりん」の文

今政府より國中の人に命を下だして人〻の每日働く時の間を十に分ち其一分丈けの時を運上として政府のために働かしむることありしが必ずこれを苛き政府といはんされども人の不精ハ政府よりも尚苛きものにて運上を取立ること政府よりも尚重し不精の甚だしきハ病を招て人の命をも短くする

里茶土が諺に云く不精ハ猶錆の如し錆て腐するハ摩て耗るよりも速し○朝夕に手摩る鍵ハ光せて

又云く存らふる時こそ人の命なり命をおしくバ時を棄るな

さも人の眠に時を費すも或ハ度に過ることあらん里茶土が諺左の如しことを忘るゝ勿れ

朝寐する狐ハ鳥にありつかぬ

又云くねむたくバ飽くまでねむれ墓の中

又云く光陰果して無上の寶なる乎若し夫れ然らバこれを費すハ無上の奢なり○光陰一度去て復た返らず○十分と思ひし時も其實の事に當てハ必ず足らざるものなりされバ起て事を為せよく其目途を立てゝ事を為すべし一心一向に事を為せバ其事よく成て混雑なし勉め

ハ何事も易く勉めざれバ何事も難し○朝寝して終日事の跡を追ひ後終走ても追付もせず○貧乏の足ハいつも速くして不精の者追付るゝなり○仕事をバ追て仕事に追はるゝな○早く寝ね早く起れバ智恵を増し身ハ健に家ハ繁昌

又よき時節を願ひまたハ時運を待つとハ何事なるや其意味解し難し居ながら時節を待んより己が働を以てよき時節を造るに若かん

里茶土が諺に云く我身にて我身の為に働くを誰に向て何を願ん○徒に時運を待て暮して飢の境も近寄にけり

苦しまざれハ楽を得ず我を助る者ハ唯左右の手のみ人々必ず田地を持つべきにもあらず我が田地あるも其運上甚だ高し

里茶土が諺に云く身に職業の覚ある者ハ田地を持つに異ならず商賣の道に明なる者ハ名利の泉を得る者といふべし

然りと雖ども職業の覚ありてこれを勉めず商賣の道を知てこれを行ハざれバ其田地も其名利の泉も身の運上を拂ふに足らず（身の運上とハ人としてよく其事を勉ざれバ飢　其の運上を云ふ）

寒に迫らるゝの患なし

里茶土が諺に云く餓の狼く稼の門を窺へども閾を越て内に這入らず家に寶あらざるも他人の遺物を受けざるも何ぞこれを患るに足らん

里茶土が諺に云く勉強と倹約ハ幸を生む母の如し天ハ萬物を人に與へずして働に與ふる者なり

又云く人の寐る其間に深く耕して多く作て多く收めよ

又云く今日といふ其今日の日に働て今日の仕事を明日に延すな

又云く手ぶくろをはめて道具を扱ふな袋の猫ハ鼠を得ず

或ハ仕事多くして力に餘ることもあらんされども一心不乱に勉強すれバ其功ハ甚だ大なるものあり

里茶土が諺に云く滴も絶ざれバ石に穴を穿つ

或人問て云く君の說の如くならバ人たる者ハ寸暇を得べからざるやと余これに答ふるに里茶土が諺を以てすること左の如し

君若し閑暇を得んとならバ君が月日を空しく費す勿れ

寸刻の未来の程も測られざるを如何で一時を徒に暮さん

⑧閑にして居られぬ事

仏蘭西の「もんたぬる」と云へる獄屋に七年の間押込められし者あり朝夕為すべき用事なければ退屈の餘りに所持せる五六本の針を部屋の内に蒔散らし又此を拾ふて様々の状に並べ又搔集めて又散らしなどして七年の月日を送りたり後出牢せしより絶其事を友達に語りて云へるには七年の間この用事なかりせば必ず正気を失ふて狂にもなくし申ならんと

⑨将軍「さびのら」の事

西班牙の将軍「さびのら」なる者ありしとき人に尋ぬるに君の弟は如何して死なれしやと問ひければ彼には為すべき仕事なく閑に過て遂に命を失ひしなりと「さびのら」は歎息して云ぐさも何らん閑暇無為の力は鬼武者を殺すに足れりと

第五章 自から其身を動かし自から其身を頼む一身の獨を謀る事

凡そ人たる者其身の活計を立て随て世の開化を助成さんには其方便を銘々の身に求めざるべからず是即ち天の命ずる所なり他人を頼みにして己が衣食を求めんとするは天

道の旨にはあらず故に此衣食を求めんが為には自から其身を動かして働かざるべからず斯の如くせば随に其活計を立て其楽を受くべきなれども人類の活計は甚だ覚束なき者なり

故に少年の者は稚き時より心掛て成るたけ他人の世話にならずして自分の用を達すべし先づ自分にて衣服を着ぬぐべし自分にて食物を食ひ総べて父母の手を借らず又下女下男の世話になるべからず兼て又読書算用を稽古して次第に博く物事を見聞し聞も多く世間並の一人と為りて自から其身を養ふべき覚悟を設けざるべからず故に学問の時節を誤らずして芸術職業又は商売の道を執行し生涯の渡世の用意を為し置くべし少年の輩よく自から其身を動かし自分の働を頼て活計を為すときは世上の人はこれを愛しこれを貴むべし人々働くべき手を持ち思案なすべき心を具へながら鄰の人の働くを見て自から不精を構へ徒ら骨折ずて待やうに楽をも自から求るを知らずして空しく他人の憐を仰ぐは男子の恥づべき振舞といふべし

(い) 力の神と御者との事 寓言

性質卑怯なる御者ありて車に荷物を載て狭き路を走らしが其車の輪ふかき泥の中に陥て馬の力にてこれを引出すこ

り詠ても御者ハ途方に暮て大音揚て力の神を念じへさく我を助け給へと呼ばりけれバ不思議なるかな一片の黒雲天降りて神体を顕はし命ぜられけるハ見苦しき奴かな何故に斯く平伏するや早くも起て馬に鞭て汝の肩を入れて車の輪を押せ是即ち汝を助る神力なりと

(ろ)麦畑の雲雀の事　寓言

卯月の天気暖なる麦の畑に巣をかけて雛子を養ふ雲雀ありて餌を求めに出る時其雛子へ留主中の事によく気を付けよとて云付け置き日暮に巣に帰りし雛子の云へるに今日ハ畑の主人来て其鄰の人へ此麦を刈取らんことを頼

居たりと告げしハ親鳥ハ少しも恐るゝに足らずとて驚く気色もなく翌日ハ亦餌を求めに出掛けしに其日暮雛子の云へるにハ今日も畑の主人来りて其懇意の人へ麦刈を頼居たりと告げゝれども親鳥ハ尚も驚かず隣の人へ頼むとも懇意の人に頼むとも更に気遣なけれバ安心せよとて其翌日も例の如く餌の詮義に出掛け日暮に帰りければ雛子の云へるに今日ハ主人親子にて来りて明朝より親子二人にて此麦を刈取らんとの話なりしと云けれバ親鳥ハ始て驚きされバ我等も覚悟すべき時節なり隣の人や懇意の者を頼むなどのきなりにてハ恐るゝに足らざれども自か

ち自分の仕事を為さんとなりてハ必ず其言葉に相違なるすゆとて即日に参加を立退しといふ

㊟貴族「ならべること」の事

千七百二十二年蘇格蘭の北の方に古来君家と唱ふる貴族ならべることなる者あり年十九歳にして不幸に遇ひ貧窮甚だしくしかも貴族の家を立ることを能はず其時世上の風俗に従へハ貴族の身分にて斯く困窮に及ぶときハ親類朋友の約介となる故又ハ政府の扶助を蒙るべき筈なれども「ならべること」ハこれを好まず何とかして自分独立の活計を為さんと決定したりきれども固より貴族の家に生まれし者にて職業の覚もあらざればせん方なくつらつらくて自分の働を頼みに兵卒の役なりとも其身に叶ふべしと思ひ乃ち騎兵隊に入て平の兵士と為れり

或る日「ならべること」ハ屯所の番兵と為りて門の立番を勤居たりし処へ或る貴人屯所の隊長へ用事ありて門を通らんとせしども折節隊長の許にハ客来ありしに由て門際に差扣へて待合せる間に立番の兵卒と四方八方の話しをなせしに其生国姓名を聞けバ紛れもなき貴族「ならべる」とありしや扨て彼の貴人ハ案内を受け隊長に面会して云ひけるハ君の御威光ハ洪大なる者なる哉其の貴族を以て門番に召使ひ給へること

諸國の帝王にても身に叶はざる面目ありとて事の次第を告げれバ隊長ハ大に驚き早速彼の門番を呼て為に其身ハいよ〳〵貴族ろべるとに相違なきや若しさもなくバ世に隠もなき重き身分斯る賤しき兵卒の勤を為し給ふハ何故なるやと尋ねけれバろべるとハ禮義を正し御停の通せ余ハ舊の身分ハ貴族なれども今ハ不幸にして一錢の貯なきに至て親類朋友も夥多あれども或ハ余が困窮を救ふほど力なきものあり或ハ其力あるも其志なきもののありけれバ斯る者共へ寄食して朝夕の烟を揚げんよりハ自から身の位を忘れて假令ひ卑きも耻かしからぬ勤を為すこそ本意なれと思ひ兵卒の奉公を奉ずるなりと述けれバ隊長も且驚き且稱歎し其獨立の氣象に心酔してとハ唯ならぬ人物とて取敢ず其日の當番を免し馳走を設けて共に飲食し自から簞笥の衣服を出して何なりとも氣に叶ひし品を撰び給へと懇に饗應せどもろべるとハこれを辞退し兵卒の勤に出る以前に用ひし古衣あれバ斯る美服ハ先づ不用なりとて唯其厚き志を謝せしのみ其後隊長ハ益ろべるとに心を掛けともを推擧して騎兵の頭に任ぜて隊長にハ一人の女子ありまで學問所に寄宿し最早其執行も成らんとする時なりし或日隊長ろべると共に此學問處に行て愛女を尋ねしに

あべきなりと始てこゝに面會して互に知る人となり月日を重ぬるに從ひ其交次第に親しくなれる樣子なれば隊長の思ふに此女子には相應の身代もありて貴族の人に嫁すとも差支の廉なし又假のろべるとハ給料をも得ることなれば兩人夫婦と爲すも活計を立るに十分なるべしとて隊長其旨を兩人に告げ雙方共に異存もなく婚禮の儀式首尾よく整ひて夫婦睦じき一家を興せり其後二人の間に女子一人を設け成長の後ろるどねるなるもの妻となり數多子供を生て何れも高位高官に昇れり

㊁行けど來までの違の事

英吉利のねりといふ處に一人の大百姓ありて所持の田地を耕して毎年二百ポンド（がんといへどもの通用金の名なり我四兩二歩ばかりに當る）の利德あれども家の借財次第に增して經濟の方便なく遂に其田地半分を賣拂ひ半分ハ二十一年の期限にて小前の百姓に貸しなり斯く月日を送る間にはや其期限も滿んとする時に至り地借の百姓例年の地代を持來て序ながら此田地も永代賣拂ふてハ如何哉と談ぜしに地主ハこれを怪み其許にて地面を所望せらるゝ哉といひけれバ如何にも左樣なり差支なくバ幸にて買請たきものなりといふ地主ハ大に驚き彼ハ此田地の二倍丈けを自分に支配して固

より我地面なれバ地代をも拂はざりしに家の棟向立行かず衰るに今其許ハ其半分を借りて地代をも拂ひ僅に二十年計りの間にしかも其田地を買請る程の身代となりしハ實に不思議なる相違なりけりやと尋ければ地借ハ笑を含み此相違ハ二の言葉に由て出来るなり即ち君ハ行けといひ我ハ来れと云ふのみと答ふれども地主ハ其意を受取らざれども如何なる訳なりやと再び尋れバ地借の云く君ハ毎朝日高くして眠り或ハ懇に耽りて自分の事を為さずに他人を使ひ唯行け〳〵と云へど我ハ早く起て自から我事を為し他人に先ちて来れ〳〵といふのみと

第六章狼狽ざる事

人ハ危に近づく可らず自から求て危に近づく者ハ愚人なり然れども若し危き事に出逢ふことあらバ氣力を振ひ心を慥にして靜に覺悟を為すべし何程用心をなすとも生涯の間危き事に出逢ふまじとの言譯ハ出来ぬものなり衣服に火の付くことあり家より火を出すことあり水に落ちて溺るゝ者あり馬車に乗て怪我を為る者あり時の機に由てハ命をも失ふべきなれども其危き時に落着て心を用ひ平氣になりて覺悟を為せバ大怪我を逃れ死すべき命をも救ひ得べし

危き場合に差掛りて人の覺悟に由てハ随分避るべき禍あるに物馴ざる者ハ一時の驚に途方を失ふて何事をも為し得ずして是が為其災害ハます〳〵募りて遂に身を傷ひ命を失ふ者少なからず都て危難に出逢ふときハ其騒に心を取失はずして静に身構を為しさてぞ危処を避るべし之を人の膽力と謂ふ尊むべき徳あり

譬へバ衣服に火の付て燃ることあらバ走て人の助を求むべからず立て走れバ其火ハ益燃立ち遂に其身を焼くに至るべきが故に早く横に倒れて轉るを佳とし火の勢を防ぐべし或ハ手近く「ぶらんけっと」などあらバ之を身に纏ひ直に火を消すべし

火事場の家に烟満たる中を通るにハ立て行くときハ息を留て倒るゝことあり烟の中を通行するにハ手足にて這ふべし呼吸をするによき空氣ハ低き処に在る故なり

水に落て泳の術を知らざる者ハ成丈静にして身を動かすことなく息を吸ふて肺の臓をふくらし唯口と鼻のみを水の上に出さんとする心持になるべし斯くすれバ人の体ハ水より少しく輕きゆゑ少ハ上に浮むものなり若し然らずして一時の驚に心を取失ひ妄に身悶をするときハ必ず水底に沈て命を失ふべし

馬車に乘りて其馬の荒れて駈いだすことあらば遽しく車より飛出すべからず物靜に落付き如何すべしやと勘考する内には大抵馬は自から止まるものなり然るときは固より怪我の患なし或は時の模樣に由て是非とも車を出でずして叶はざることあらば車の後の方へ靜に飛ぶべし其次第は車に乘て走るときは車の中の人の体にも自から前に進む勢を得るものなれば車より飛て足の地に付く迄も其勢は變ることなく我心を以て我身を制すべからざる故に令車の後の方へ飛下るときは前に進まんとする勢に逆ふて地に倒るゝことなきを得べければなり

(い)火事の時に二人の婦人心得方の異なる事

或る家の婦人二階に臥し火事の騷に目を覺まし見れば烟はもはや其部屋に入來れり階を上り三階に寐たる子供を窓より出すべき暇なるに狼狽の餘で取るものも取敢ず我子供をも打捨て階を下り獨り往來に駈出して其家を顧れば既に火中の烟となりてこれに近づくを得ず子を思ふて心を傷ましむるも其甲斐なかりしといふ

又一人の婦人ありて火事の響に驚き見れば火焰は既に階子の下に及べる樣なり主人は遑てて戸を開かんとせしにこれを押止め戸を明けなば入込む烟に堪ざらんとて物靜に工

夫を遣らし次の間に寝たる小供と下女とを起し夜具とぶらんけつとをからげ二階の窓より先ず下女を釣卸し次に子供を一人づゝ卸して下より下女に受取らせ其後にて主人夫婦も窓より下りて家内一同無難に其場を立退て間もなく家ハ焼落たり

㋺麥刈る百姓怪我せし事

人の体の脉ハ動脉と静脉とて二様に區別し動脉の本ハ心の臓より出でゝ血を送出し小枝に分れて体の内外隅々までも行亘て静脉の小枝の端につながりて其血を移し又本の心の臓へ血を送返す仕掛に為なり譬へハ動脉ハ血の往路静脉ハ血の歸路にして心の臓ハ血の溜ともいふべし故に誤て動脉を切ることあれバ水道の樋を切たると同じ訳にて夥多しく血を吹出しとを止ることも甚だ難し何もにも其切口と心の臓との間に通ふ血の道を塞ぐより外に方便なし

或る百姓鎌もて畑の麥を刈て誤て動脉を切り恐ろしく出血せしに傍の人ハこれを見て途方に暮れ老若男女彼方に行き此方に来て或ハ唯怔然として立居たるもいつとのまゝ捨置きなバ血を出尽して怪我人ハ忽ち死ぬべき害なるに機轉きゝたる娘の子一人ありて己が足袋の紐を解き其

疵口の上の方を堅く縛て失血を止め置き其間に醫者の手當して命を救ひたりといふ（彼邦の足袋の紐ハ長くして脚の処を縛るやうにせり）

(は)黒き種物の事

千七百年の時代英吉利王第二世「ぢよふぢ」の御代同國「むちんがむ」といふ処に茶砂糖其外種物なども商ふ「ちわる」といふ町人ありて住居の下に穴藏を設け夥多しく商賣の品物を貯へて或日下女を呼び穴藏へ入て石鹸を出し来れと云付けしに下女ハ手に手籠を携へ蠟燭を燃して店方に手燭なきまゝに裸火をもて藏に入て石鹸を籠に移さうと蠟燭の置処に困りて傍を見るに口を開きたる袋に黒き種物と思しきものゝあるが中へ蠟燭をさしたて手燭臺の代となし用事終りて穴藏の階子を上るとき両手共ふさがりたれば蠟燭をバ其まゝ置て藏より出て来たり主人ハこれを見て彼の蠟燭ハ何処へ置きしやと尋ねバ下女ハ何心なく石鹸の傍方にある黒き種物の中へ立置たりといふに主人ハ打驚き其黒き種物とハ焔硝なり一点の火の粉落なバ此家を焼拂ふて家内の人ハ一時の煙とならん假令ひさなくも暫時の間に蠟燭の火ハ焔硝に燃下るべし外に逃去らんとせバ家を焼き家財を失ふこと疑なけれバ急ぎ藏に這入て蠟燭を消さんとすれバ己が一命を失ふ程も計らるをとやせん

かくと分別を定る暇も無く間決断すやき主人の膽力宛蔵の階子を下まで見れバ蠟燭の火ハ燿きて今にも焔硝に燃付んとする有様なれども更に騒る氣色なく尚も思案を運らしけるハ今こそ走寄らバ風を起して火花を落すこともあらんと急く心を押鎮め静に袋の側に近づき身を屈て両手を差出し水を掬ふが如く手をくぼめて蠟燭の火の下よりそくひ取り一点の火の粉をも落さずして遂に大難を遁れたり

此「ちわゐる」が袋の口をも結びおとして焔硝を外に出し置きたるハ甚だ不束なれども元来氣力盛なる人物なれバ斯る大難を救ひ其後商賣も次第に繁昌して地面など多く買入し子孫今に至るまで其家を相續せり

童蒙をしへ草巻の一　終